

(たばこ税法の一部改正に伴う罰則に係る経過措置)

第四十二条 第八条の規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第一百三十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年三月三一日法律第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

第一条 この法律は、平成十八年七月一日に施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

イ 第八条の規定並びに附則第七十一条及び

第七十二条の規定

(たばこ税法の一部改正に伴う一般的経過措置)

第七十一条 第八条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった同条の規定による改正前

たばこ税法第十一条第二項に規定する製造たばこに係るたばこ税については、なお従前の例によ

る。(たばこ税法の一部改正に伴う罰則に係る経過措置)

第七十二条 第八条の規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされたたばこ税に係る第八条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百五十七条 この法律(附則第一条各号に掲げ

る規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日法律第六

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年三月三〇日法律第六

の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百五十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二二年三月三一日法律第六

(号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

第一条 この法律は、平成二十二年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

イ からへまで 略

第一条 この法律は、平成二十二年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日からへまで 略

ト 第七条中たばこ税法の目次の改正規定、

同法第二十八条の改正規定、同法第二十九

条の改正規定、同法第三十条を削る改正規

定、同法第三十一条第一項の改正規定及び

同条を同法第三十三条とする改正規定

三 次に掲げる規定 平成二十二年十月一日

イ から木まで 略

ヘ 第七条中たばこ税法第十一条の改正規定

及び同法附則第二条の改正規定並びに附則

第三十六条から第三十九条までの規定

(たばこ税法の一部改正に伴う一般的経過措置)

第三十六条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第七条の規定(たばこ税法第十一条の改

正規定及び同法附則第二条の改正規定に限る。

以下この条及び次条において同じ。)の施行前

に課した、又は課すべきであった第七条の規定

による改正前のたばこ税法第十一条及び附則第

二条に規定する製造たばこに係るたばこ税につ

いては、なお従前の例による。

(未納税移出等に係る経過措置)

第三十七条 平成二十二年十月一日前に製造たば

この製造場から移出された製造たばこで、たば

こ税法第十二条第三項(同法第十四条第三項に

おいて準用する場合を含む。以下この条におい

て同じ。)の届出又は承認に係るもの(当該届

出又は承認に係る同法第十二条第三項各号に掲

げる日が同月一日以後に到来するものに限る)

について、同項各号に掲げる日までに同項に規

定する書類が提出されなかつた場合における當

該製造たばこに係るたばこ税の税率は、第七条

の規定による改正後のたばこ税法(次条において「新たたばこ税法」という。)第十二条第一項(手持品課税)又は附則第二条の税率とする。

(未納税引取り等に係る経過措置)

第三十八条 次の表の上欄に掲げる法律の規定に(その他の経過措置の政令への委任)

この法律の施行に規定するもののほか、

この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令

で定める。

ト 第二条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

イ からへまで 略

第一条 この法律は、平成二十二年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日からへまで 略

ト 第七条中たばこ税法の目次の改正規定、

同法第二十八条の改正規定、同法第二十九

条の改正規定、同法第三十条を削る改正規

定、同法第三十一条第一項の改正規定及び

同条を同法第三十三条とする改正規定

三 次に掲げる規定 平成二十二年十月一日

イ から木まで 略

ヘ 第七条中たばこ税法第十一条の改正規定

及び同法附則第二条の改正規定並びに附則

第三十六条から第三十九条までの規定

(たばこ税法の一部改正に伴う一般的経過措置)

第三十六条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第七条の規定(たばこ税法第十一条の改

正規定及び同法附則第二条の改正規定に限る。

以下この条及び次条において同じ。)の施行前

に課した、又は課すべきであった第七条の規定

による改正前のたばこ税法第十一条及び附則第

二条に規定する製造たばこに係るたばこ税につ

いては、なお従前の例による。

(未納税移出等に係る経過措置)

第三十七条 平成二十二年十月一日前に製造たば

この製造場から移出された製造たばこで、たば

こ税法第十二条第三項(同法第十四条第三項に

おいて準用する場合を含む。以下この条におい

て同じ。)の届出又は承認に係るもの(当該届

出又は承認に係る同法第十二条第三項各号に掲

げる日が同月一日以後に到来するものに限る)

について、同項各号に掲げる日までに同項に規

定する書類が提出されなかつた場合における當

該製造たばこに係るたばこ税の税率は、第七条

の規定による改正後のたばこ税法(次条において「新たたばこ税法」という。)第十二条第一項(手持品課税)

又は附則第二条の税率とする。

(未納税引取り等に係る経過措置)

第三十八条 次の表の上欄に掲げる法律の規定に(その他の経過措置の政令への委任)

この法律の施行に規定するもののほか、

この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令

で定める。

ト 第二条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

イ からへまで 略

第一条 この法律は、平成二十二年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日からへまで 略

ト 第七条中たばこ税法の目次の改正規定、

同法第二十八条の改正規定、同法第二十九

条の改正規定、同法第三十条を削る改正規

定、同法第三十一条第一項の改正規定及び

同条を同法第三十三条とする改正規定

いて準用する場合を含む場合を含む	
四条において準用する場合を含む場合を含む	四条において準用する場合を含む場合を含む

5 4 3 2 1

ときは、その提出を受けた道府県知事又は市町村長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

第二項の規定による申告書を提出した者は、平成二十三年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第一号に掲げるたばこ税額の合計額に相当するたばこ税を、国に納付しなければならない。

前項の規定は、同項に規定する第二項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係るたばこ税につき、国税通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五条第二項第一号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべき製造たばこのうち、特定販売業者（たばこ税法第十一条第二項に規定する特定販売業者をいう。以下この項において同じ。）が、自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを輸出した場合又は自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを保税地域に入れ、あらかじめ政令で定めるところにより税関長の承認を受けて廃棄した場合において、当該特定販売業者が、政令で定めるところにより、当該製造たばこが第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの輸出の申告をした、又は廃棄の承認を受けた税関の税関長の確認を受けたときは、当該たばこ税額に相当する金額は、同法第十五条第一項の規定に準じて、当該製造たばこのにつき当該特定販売業者が納付した（若しくは納付すべき又は徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ税額に相当する金額に係る還付に併せて、その者に還付する。

次の各号に掲げる場合において、当該各号により、当該製造たばこが第一項の規定によるとたばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの戻入れ又

は移入に係る製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務署長の確認を受けたときは、当該たばこの税額に相当する金額は、同法第十六条の規定に準じて、当該製造たばこにつき当該製造たばこの製造者が納付した、又は納付すべきたばこの税額（第二号に該当する場合にあっては、同号）に規定する他の製造たばこの製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保稅地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徵收された、若しくは徵收されるべきたばこの税額）に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係るたばこの税額から控除し、又はその者に還付する。

一 製造たばこの製造者がその製造場から移出した製造たばこで、第一項の規定によるたばこの税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合（当該製造たばこで製造たばこの販売業者から返品されたものその他政令で定めるものが当該製造たばこの製造者の他の製造たばこの製造場に移入された場合を含む）。

二 前号に該当する場合を除き、製造たばこの製造者が、他の製造たばこの製造場から引取られた、又は保稅地域から引取られた製造たばこで第一項の規定によるたばこの税を課された、又は課されるべきものを製造たばこの製造場に移入し、当該製造たばこをその移入した製造場から更に移出した場合

たばこの税法第二十六条（第二号を除く。）の規定は、第二項の規定による申告書を提出しなければならない者について準用する。

第二項の規定による申告書の提出を怠った者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

10 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

（罰則に関する経過措置）

第一百四十六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条における同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例によること。

(その他の経過措置の政令への委任)
第一百四十七条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十三年三月三一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二百四十四号)の公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年六月三十日法律第八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 公布の日から起算して二ヶ月を経過した日
イからへまで 略

ト 第八条中たばこ税法第二十八条に二項を加える改正規定、同法第二十九条の改正規定及び同法第三十条第二項の改正規定

(罰則に関する経過措置)

第九十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。(その他の経過措置の政令への委任)

第九十三条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二三年一二月二日法律第一一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から四まで 略

五 次に掲げる規定 平成二十五年一月一日
イからへまで 略

ト 第八条及び附則第三十三条第二項の規定(酒税法等の一部改正に伴う経過措置)

2 平成二十四年十二月三十一日以前に第八条の規定による改正前のたばこ税法（以下「旧たばこ税法」という。）第二十七条第一項各号に規定する者に対して行った同項の規定による質問、検査又は採取（同日後引き続き行われる調査（同日以前にこれらの者に対して当該調査に係る同項の規定による質問、検査又は採取を行つていたものに限る。）に係るものを持む。）については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第一百四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（この法律の公布の日が平成二十三年四月一日以後となる場合における経過措置）

第一百四条の二 この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関する必要な事項（この附則の規定の読み替えを含む。）その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（その他の経過措置の政令への委任）

第一百六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（納税環境の整備に向けた検討）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 次に掲げる規定 平成二十八年四月一日
イからハまで 略

二 第五条の規定及び附則第四十九条から第五十二条までの規定

（施行期日）

第四十九条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第五条の規定の施行前に課した、又は課

たばこに係るたばこ税の税率は、附則第四十七条第一項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準及び附則第四十八条第

四十七条第二項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準とする。

同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、千本につき五百円のたばこ税を課する。

者が、自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを輸出した場合又は自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売

四十七条第一項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準とする。

第一項の表の上欄に掲げる法律の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の免除を受けた場合における加熱式たばこに該当することとなつた場合に於ける加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準及び附則第四十八条第一項第二号又は第二項第二号に定める製造たばこに係るたばこ税の税率とする。

第一項の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて令和三年十月一日前に保税地域から引き取られた製造たばこについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準は、附則第四十七条第四項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準及び新たたばこ税法第十一條第一項又は第二項に規定する製造たばこに係るたばこ税の税率とする。

第一項の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて令和四年十月一日前に保税地域から引き取られた加熱式たばこについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準は、新たたばこ税法第十一条第三項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準とする。

手持品課税

第五十一条 平成三十一年十月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で製造たばこ（紙巻たばこ三焼品を除く。以下この項において同じ。）を販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する製造たばこの本数（新たたばこ税法第十二条の規定によりたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数（加熱式たばこにあつては、附則第四十七条第一項の規定により計算したたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数）とし、二以上の場所で製造たばこを所持する場合は、その合計本数とする。）が二万本以上であるときは、当該製造たばこについては、その者が製造たばこの製造者として当該製造たばこを

同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、千本につき五百円のたばこ税を課する。

2 前項に規定する者は、その所持する製造たばこの同項の規定に該当するものの貯蔵場所(たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第九条第六項に規定する小売販売業者にあつては、同法第二十二条第一項に規定する営業所。以下この項において同じ。)ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、平成三十年十月三十一日までに、その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 その貯蔵場所において所持する製造たばこの区分(新たに二税法第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。)及び区分ごとの数量

二 前号の数量により算定した前項の規定による申告書を、地方税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三号)附則第十条第三項に規定する道府県たばこ税に係る申告書又は同法附則第二十三条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書に併せて、これらの規定に規定する都道府県知事又は市町村長に提出したときは、その提出を受けた都道府県知事又は市町村長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する税務署長に提出されたものとなる。

3 第一項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三号)附則第十条第三項に規定する道府県たばこ税に係る申告書又は同法附則第二十三条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書に併せて、これらの規定に規定する都道府県知事又は市町村長に提出したときは、その提出を受けた都道府県知事又は市町村長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する税務署長に提出されたものとなる。

4 第二項の規定による申告書を提出した者は、平成三十一年四月一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ税額の合計額に相当するたばこ税を、国に納付しなければならない。

5 前項の規定は、第一項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係るたばこ税につき、国税通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五条第二項第一号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

者が、自ら保稅地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを輸出した場合又は自ら保稅地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを保稅地域に入れ、あらじめ政令で定めるところにより税關長の承認を受けて廃棄した場合において、当該特定販売業者が、政令で定めるところにより、当該製造たばこが同項の規定によりたばこ税を課された又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの輸出の申告をした、又は廃棄の承認を受けた税關の税關長の確認を受けたと認めは、当該たばこ税額に相当する金額は、たばこ税法第十五条第一項の規定に準じて、当該製造たばこにつき当該特定販売業者が納付した（若しくは納付すべき又は徵收された、若しくは徵收されるべきたばこ税額に相当する金額に係る）還付に併せて、その者に還付する。

二 前号に該当する場合を除き、製造たばこ製造者が、他の製造たばこの製造場から移出され、又は保稅地域から引き取られた製造たばこで第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものを製造たばこの製造場に移入し、当該製造たばこをその移入した製造場から更に移出した場合

8 新たばこ税法第二十六条（第二号を除く。）の規定は、第二項の規定による申告書を提出しなければならない者について準用する。

9 新たばこ税法第二十六条（第二号を除く。）は保稅地域以外の場所で製造たばこを販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する製造たばこの本数（新たばこ税法第十条の規定によりたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数（加熱式たばこにあつては、附則第四十七条第三項の規定により計算したたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数）とし、二以上の場所で製造たばこを所持する場合には、その合計本数とする。）が二万本以上であるときは、当該製造たばこについては、その者が製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものみなして、千本につき五百円のたばこ税を課する。

10 第二項から第八項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第九項」と、「平成三十年十月三十一日」とあるのは「令和二年十一月二日」と、第三項中「第一項」とあるのは「第九項」と、「附則第十条第三項」とあるのは「附則第十二条第三項」と、「附則第二十三条第三項」とあるのは「附則第二十五条第三項」と、第四項中「平成三十一年四月一日」とあるのは「令和三年三月三十一日」と、第六項中「第一項の規定により」とあるのは「第九項の規定により」と、第七項中「第一項」とあるのは「第九項」と読み替えるものとする。

11 令和三年十月一日に、製造たばこの製造場又は保稅地域以外の場所で製造たばこを販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する製造たばこの本数（新たばこ税法第十条の規定によりたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数（加熱式たばこにあつては、附則第四十七条第四項の規定により計算したたばこ税の課税標準となる製

12 本につき五百円のたばこ税を課す。

13 第二項から第八項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合には、その合計本数とする。この場合において、第二項中「前項」とあるのは、「第十一項」と、「平成三十年十月三十日」とあるのは、「第十一項」と、「平成三十年十一月一日」と、「第三項中「第一項」とあるのは、「第十一項」と、「附則第十条第三項」とあるのは、「附則第十三条第三項」と、「附則第二十三条第三項」とあるのは、「附則第二十六条第三項」と、「第四項中「平成三十一年四月一日」とあるのは、「令和四年三月三十一日」と、「第六項中「第一項の規定により」とあるのは、「第十一項の規定により」と、「第七項中「第一項」とあるのは、「第十一項」と読み替えるものとする。

14 第一項、第九項又は第十一項の規定により課するたばこ税に関する調査については、これら規定に規定する者の製造たばこを保管したと認められる者又は保管すると認められる者を国税通則法第七十四条の五第一号ニに規定する者とそれぞれみなして、同条（同号ニに係る部分に限る）並びに同法第七十四条の七、第七十四条の八、第七十四条の十二、第一百二十八条（第一号）及び第三号中同法第七十四条の五第五号ニに係る部分に限る）及び第一百三十条の規定を適用する。この場合において、同号ニ中「イ又はロに規定する者に原料を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し又はロに規定する者と取引があると認められる者」とあるのは、「イに規定する者の製造たばこを保管したと認められる者又は保管すると認められる者」とする。

15 第二項（第十項又は第十二項において準用する場合を含む）の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことによりたばこ税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し又はこれを併科する。前項の犯罪に係る製造たばこに対するたばこ税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円以上を超えたたばこ税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二項（第十項又は第十二項において準用する場合を含む。）の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

17 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する第十四項又は前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對して前三項の罰金刑を科す。

18 前項の規定により第十四項の違反行為について法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の規定の罪についての時効の期間による。

（罰則に関する経過措置）

第一百四十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定（以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例によることとする。

（政令への委任）

第一百四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和二年三月三一日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 令和二年十月一日

イ 略

ロ 第九条中たばこ税法第十条第二項にただし書を加える改正規定及び附則第四十九条の規定

第四十九条 この附則に別段の定めがあるものを除き、令和二年十月一日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係るたばこ税については、なお從前の例による。

2 令和二年十月一日から令和三年九月三十日までの間に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十号）第二十九条に規定する保税地域をいう。）

以下この条において同じ。)から引き取られる葉巻たばこに係る第九条の規定による改正後(たばこ税法(以下この条及び次条において「新たばこ税法」という。)第十条第二項の規定の適用については、同項ただし書中「一グラム未満」とあるのは「〇・七グラム未満」と、「一本に」とあるのは「〇・七本」とする。
令和二年十月一日前に製造たばこの製造場から移出された前項の規定により読み替えて適用される新たばこ税法第十条第二項ただし書に規定する葉巻たばこで、たばこ税法第十二条第三項(次条の規定によりなお前述の例によることとされる第九条の規定による改正前のたばこ税法第十条第三項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。)の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係るたばこ税法第十二条第三項各号に定める日が同月一日以後に到来するものに限る。)について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号。以下この条において「平成三十年改正法」という。)附則第四十九条第三項の規定の適用については、同項中「おける加熱式たばこ」とあるのは「おける加熱式たばこ及び所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号。以下この項において「令和二年改正法」という。)附則第四十九条第一項の規定により読み替えて適用する令和二年改正法第九条の規定による改正後のたばこ税法第十条第二項ただし書に規定する葉巻たばこ」と、「及び」とあるのは「並びに」と、「計算した加熱式たばこ」とあるのは「計算した加熱式たばこ及び令和二年改正法第十条第二項の規定により読み替えて適用する同法第十条第二項ただし書の規定により算定した葉巻たばこ」とする。
令和三年十月一日前に製造たばこの製造場から移出された新たばこ税法第十条第二項ただし書に規定する葉巻たばこで、たばこ税法第十二条第三項の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以後に到来するものに限る。)について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における平成三十年改正法附則第四十九条第四項の規定の適用については、同項中「おける加熱式たばこ」とあるのは「おける加熱式たばこ及び所得税法等の一部を

